

長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)「フラット35」重要事項説明書

株式会社 優良住宅ローン

平成31年4月版

1.商品名	長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)「フラット35」
2.ご利用いただける方	以下の条件をいずれも満たすことの出来るお客様 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時年齢70歳未満の方(親子リレー返済をご利用される場合は70歳以上の方もお申込みできます。) ・ 日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方
3.資金の使いみち	ご本人が所有して居住される住宅の建築または新築住宅もしくは中古住宅を購入するための資金(ご親族がお住まいになるための住宅並びにセカンドハウスも融資対象となります。)
4.ご融資金額	100万円以上8000万円以下(1万円単位) ただし、住宅建設費(土地の取得費を含む。)または住宅の購入価額の100%以内とします。
5.ご融資期間	次のいずれか短い年数とします。 ① 15年(申込者が60歳以上の場合は、10年以上)以上、35年以内 ② 完済時年齢が80歳となるまでの年数(「80歳」-「お申込み時の年齢」、1歳未満切り上げ)
6.ご融資金利	全期間固定金利 <ul style="list-style-type: none"> ・ お借入申込時の金利が適用されるのではなく、融資実行時の金利が適用されます。 ・ お借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、団体信用生命保険の加入有無、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、お借入金利が異なります。
7.融資対象となる住宅及び物件検査	① 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準に適合し、原則として、物件検査を受け、適合証明書を提出できる住宅、なお、適合証明書の発行手数料はお客様のご負担となりその料金は、適合証明機関により異なります。 ・ (住宅建設の場合) 竣工時に建築基準法に定める検査済証が交付される住宅 ・ (新築住宅購入の場合) 申込日より2年前以内に竣工したもの、または工事中のもの(未着工のものを含む。)でまだ人が住んだことのない住宅 ・ (中古住宅購入の場合) 借入申込日において築後年数が2年を越えている住宅、または既に人が住んだことのある住宅 建築確認日が昭和56年5月31日(建築確認日が確認できない場合は表示登記における新築年月日が昭和58年3月31日)以前の場合は、独立行政法人住宅金融支援機構の定める耐震評価基準等に適合している住宅 ② 一戸建て住宅の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅部分の面積が70㎡以上の住宅 ・ 一戸当たりの住宅建設費(土地の取得費も含む。)または住宅の購入価格が1億円以下の住宅(いずれも消費税相当額を含む。) ③ 共同建て住宅の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専有面積が30㎡以上の住宅 ・ 購入価格が1億円以下の住宅(消費税相当額を含む。)
8.ご返済方式・方法	次のいずれかの方式をお選びいただけます。 ① 元利均等返済毎月払い ② 元金均等返済毎月払い <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月毎のボーナス払い(ご融資金額の40%以内)も併用できます。 ・ 毎月のお支払は、お客様指定の預金口座から、毎月5日若しくは弊社が別途指定する日に、自動引落させていただきます。 ・ 年金等の公的給付の受け取り口座からの返済金の口座振替は、貸金業法で禁止されていますので、別口座をご指定ください。

9.収入に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した収入がある方 ・フラット35(機構買取型)とその他借入金を合わせたすべてのお借入金の年間返済額の年収(注)に占める割合が、次の基準を満たしている方(収入を合算することもできます。) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>(注)年収については、原則として、お申込み年度の前年の収入で審査します。</p>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下					
10.保証人	・必要ありません。						
11.担保	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入れの対象となる住宅及びその敷地に、独立行政法人住宅金融支援機構を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等は、お客様のご負担となります。) ・抵当権設定の登記申請は弊社指定、または弊社が認める司法書士の方に依頼いただきます。お客様ご本人、ご親族等による登記申請はお断りしております。 						
12.団体信用生命保険	・原則として、「フラット35」の団体信用生命保険にご加入いただきます。「フラット35」の団体信用生命保険には、新機構団信と新3大疾病付機構団信の2つがあります。						
13.火災保険	・住宅ローンの返済期間中は、建物に火災保険を付けていただきます。付保を怠った場合、期限の利益を喪失する場合があります。(当社で火災保険をお取り扱いしております。お気軽にお問い合わせ下さい。)						
14.繰上返済	・融資金を繰り上げて返済するときは、1か月前までに返済中の当社管理部に申し出ていただきます。また、返済が一部のときは、返済額は100万円以上で、返済日は毎月の返済日となります(繰上返済手数料はかかりません。)。※「住・My Note」(ご返済中のお客様向けのインターネットサービス)で一部繰上返済の申込を行う場合、返済額は10万円以上となります。						
15.融資手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・融資物件により次のいずれかとなります(最低融資手数料は108,000円となります)。 ・性能表示物件の場合……………ご融資金額 x 0.5% ・一般物件の場合……………ご融資金額 x 0.8% 						

【その他の要件】

- ◎ この住宅ローンは、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業を利用した長期固定金利のローンのため、お客様に対する住宅ローン債権は融資実行後、直ちに独立行政法人住宅金融支援機構に債権譲渡され、債権者となります。
また、独立行政法人住宅金融支援機構は、当社より債権譲渡を受けた後、さらに信託会社等に信託(注)する場合がございます。
(注)独立行政法人住宅金融支援機構が当該住宅ローン債権の証券化を行う際に、発行する債権の保全のために、信託会社等に住宅ローン債権を移転し、管理を委託する行為です。
- ◎ この住宅ローンは、独立行政法人住宅金融支援機構に債権譲渡されますが、元金金の返済、各種届出、返済相談等の諸手続きは、当社が独立行政法人住宅金融支援機構より委託を受け引続き行います。(お客様との窓口は引続き当社が担当いたします。)なお、融資金利、返済期間等の融資条件は変わりません。
- ◎ 当社及び独立行政法人住宅金融支援機構の審査の結果によっては、住宅ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。
- ◎ 現在の金利水準やご返済額の試算については、当社までご照会ください。
- ◎ 融資金額が変更になった場合には、融資手数料は再計算されます。

「重要事項説明書」及び裏面の「長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)【フラット35】の特徴及び注意事項について」の内容を了承の上、この住宅ローンを利用します。	「重要事項説明書」及び裏面の「長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)【フラット35】の特徴及び注意事項について」の内容を了承の上、この住宅ローンを利用します。		
記入日	年 月 日	記入日	年 月 日
申込入氏名		連帯債務者氏名	
印		印	

お申込時にご提出いただく社会保険証の資格取得日と就職年月日が異なる方は、その理由をご記入ください。
(例)試用期間のため等々
 該当される方で、当欄にご記入が無い場合は、お電話にてご確認させていただく場合があります。

長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)【フラット35】の特徴及び注意事項について

平成29年10月1日以後に借入申込みされたお客様向け

この住宅ローンは、住宅金融支援機構がお客さまのご利用になる住宅ローン債権を金融機関から譲り受け、証券化することで実現した長期固定金利の住宅ローンです。ご利用にあたり、次の(1)から(7)までの住宅ローンの特徴及び注意事項をご確認ください。

- (1) この住宅ローンの融資金利については、借入申込時の金利が適用されるのではなく、金銭消費貸借契約時(資金交付時)の金利が適用されます。
- (2) この住宅ローンは、返済期間(20年以下又は21年以上)、融資率(9割以下又は9割超)及び加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢(80歳)に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも金利は変更されません。
- (3) 住宅ローン債権は資金交付と同時に住宅金融支援機構に譲渡され、住宅金融支援機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができるものとします。
- (4) 住宅ローン債権を住宅金融支援機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件及び元利金のご返済、各種届出、返済相談等の手続を行う金融機関は変わりません。
- (5) 融資金を繰り上げてご返済するときは、ご返済する日の1ヶ月前までに金融機関にお申し出ください。
また、融資金の一部を繰り上げてご返済するときは、繰り上げて返済する額(元金)は100万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日となります。
※「住・My・Note」(ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス)で一部繰上返済の申込みを行う場合、ご返済できる金額は10万円以上となります。
- (6) 原則として、融資対象住宅について、物件検査を受け、適合証明書を金融機関に提出する必要があります。
また、物件検査の費用はお客さまの負担であり、適合証明機関により異なります。
- (7) この住宅ローンの団体信用生命保険には、「新機構団信(一般)」、「新機構団信(夫婦連生)」及び「新3大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。
また、加入後の変更はできません。
なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態などお客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。

【ご利用に当たっての注意事項】

●この住宅ローンは、お客さまご本人又はご親族がお住まいになる住宅の建設、購入又は借換えの資金としてご利用いただくものであり、第三者に賃貸する目的の物件など投資用物件の取得資金としてはご利用できません。**投資用物件の取得資金としてご利用した場合、融資金の残債務を一括して返済いただきますので十分にご注意ください。**

●この住宅ローンの融資額は融資の対象となる所要資金額が上限であり、融資率(9割以下又は9割超)に応じて異なる融資金利が適用されますので、**所要資金額及び融資額はお客さまご本人が確実にご確認ください。また、所要資金額、融資額又は所要資金に関する金融機関への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出てください。**

万一、借入申込書の内容又は金融機関への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金の残債務を一括してご返済いただきますので十分にご注意ください。

金融機関使用欄

金融機関名	株式会社 優良住宅ローン	_____年	_____月	_____日